随意契約理由書

1. 契約業務名

寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター No.2 汚水ポンプ用電動機補修工事

2. 随意契約理由

本補修は、鴻池水みらいセンターに設置されているNo.2 汚水ポンプ用電動機について緊急補修を行うものです。

当該No.2 汚水ポンプは、流入下水の処理に必要な重要設備であります。

令和3年9月11日汚水ポンプ運転中に重故障で停止した為、早期に復旧させる必要があることから、早急に補修する必要があります。

関西日立株式会社は、同機器の設計、製作した株式会社日立製作所の大阪府域での唯一の補修工事会社であり、必要な機器の手配を迅速に行うことができ、早期の復旧が可能です。

以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「施設の修繕等で緊急に行わないと著しく支障をきたすこととなるもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。